

○弘前地区環境整備事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例

平成20年4月1日

弘前地区環境整備事務組合条例第3号

改正 平成26年4月1日 条例第1号

(設置)

第1条 弘前地区環境整備事務組合情報公開条例（平成20年弘前地区環境整備事務組合条例第1号）又は弘前地区環境整備事務組合個人情報保護条例（平成20年弘前地区環境整備事務組合条例第2号）の規定による諮問等に応じ審査を行わせるため、弘前地区環境整備事務組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから管理者が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(この条例に定めのない事項)

第3条 この条例に定めるもののほか、審査会に関しては、弘前市情報公開・個人情報保護審査会運営規則（平成26年弘前市規則第11号）の例による。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の弘前地区環境整備事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。